監理支援機関の業務の運営に係る規定

康和織物協同組合

（目的）

第１条　この規約は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）並びに出入国管理及び難民認定法の定めるところにより、本組合が監理支援機関となって定款第７条第9号に掲げる事業（以下「育成就労外国人共同受入事業」という。）の実施に必要な諸手続、方法その他の事項について定め、もって育成就労外国人共同受入事業の適正な運営及び育成就労外国人の保護を図ることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　本組合に育成就労外国人共同受入事業の円滑な運営を図るため委員会を設置する。

２　委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

（育成就労の監理支援）

第３条　監理支援機関である本組合は、法及び規則に定めるところにより、組合員と育成就労外国人等（育成就労外国人又は育成就労外国人になろうとする者）との間における雇用関係の成立のあっせん及び組合員に対する育成就労の実施に関する監理支援を行う。

（送出機関の選定）

第４条　本組合は、育成就労外国人共同受入事業に係る送出機関について、日本国政府が二国間協定を結んでいる送出国政府から推薦を受けている機関（認定送出機関）より選定し、総会で定める。

（育成就労実施者の選定等）

第５条　育成就労外国人共同受入事業において、本組合は、組合員が定款に規定する組合員資格を満たし、かつ法及び規則に定める育成就労実施者としての条件を満たしたときは、育成就労外国人を受け入れることができる。

（育成就労外国人受入れの申込み）

第６条　組合員は、育成就労外国人の受入れを希望するときは、本組合所定の育成就労外国人受入申込書に必要な書類を添えて、本組合に申し込まなければならない。

２　前項の育成就労外国人受入申込書の様式及び必要な添付書類は、別に定める。

（監理支援費の負担）

第７条　育成就労外国人共同受入事業及び職業紹介事業の実施に必要な経費に充てるため、本組合は規則に規定する監理支援費を組合員から徴収することができる。なお、その額については総会で定めるとともに、本組合のホームページにおいて公開するものとする。

２　組合員は、組合が徴収する監理支援費を育成就労外国人本人に直接又は間接に負担させてはならない。

（営利を目的とするあっせんの禁止）

第８条　本組合は、営利を目的として育成就労外国人のあっせんを行ってはならない。また、営利を目的とするあっせん機関や個人を介在させてはならない。

（責任役員等の選任）

第９条　本組合は、育成就労外国人共同受入事業の適正な実施及び育成就労外国人の保護のため、法及び規則に基づき理事会において下記の者を選任する。ただし、（１）及び（２）並びに（４）については、兼務することは妨げない。

（１）　責任役員　代表理事　田中　亮輔

（２）　監理支援責任者　山田　菜摘

（３）　外部監査人　竹内　伸夫

（４）　育成就労計画作成指導者　山田　菜摘　田中　淳

２　責任役員は、育成就労外国人共同受入事業に係る監理支援業務に責任を有する者として、本組合の理事の中から選任する。

３　監理支援責任者は、法及び規則に定める、監理支援責任者の業務を適正に遂行する能力を有する者として、監理支援事業所ごとに同事業所に所属する本組合の常勤役職員の中から選任する。

４　外部監査人は、法及び規則に基づき、本組合の監理支援業務の職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行する能力を有する者として、本組合の外部から選任する。

５　育成就労計画作成指導者は、組合員が作成した育成就労計画に対して指導をする者として、本組合の役職員の中から選任する。

（育成就労実施者の体制）

第 10 条　組合員は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護のため、育成就労を行わせる事業所ごとに役職員の中から、法及び規則に基づき下記の者を選任しなければならない。ただし、（１）及び（２）並びに（３）については、兼務することは妨げない。

（１）　育成就労責任者

（２）　育成就労指導員

（３）　生活相談員

２　育成就労責任者は、育成就労を統括し、育成就労の進捗状況を管理するとともに、その状況を定期的に本組合に報告しなければならない。

３　育成就労指導員は、育成就労外国人の技能の修得に係る指導を行う。

４　生活相談員は、育成就労外国人の相談に対応するほか、生活面における指導を行う。

（育成就労計画の作成指導）

第11条　本組合は、組合員が作成する育成就労計画について、育成就労が適切かつ効果的に実施されるよう指導する。

２　組合員は、認定を受けた育成就労計画に従い育成就労を実施しなければならない。

（育成就労外国人の保護）

第12条　組合員は、育成就労を行うため、労働安全衛生法に規定する安全衛生に必要な措置を講じた育成就労施設を確保しなければならない。

２　組合員は、健康で文化的な生活に必要な附帯設備を備えた宿泊施設を、育成就労外国人に貸与しなければならない。ただし、本組合がこれを提供する場合は、この限りでない。

３　本組合は、講習期間中において、育成就労外国人に対し、講習手当等を支給する。

４　組合員は、毎月一定の期日に、育成就労外国人に対し、労働契約に基づく賃金を支給しなければならない。

５　組合員は、育成就労外国人の健康及び生活面に十分配慮しなければならない。

６　本組合は、育成就労外国人からの相談に対して、常時応需できる体制を整え

なければならない。

（育成就労外国人の転籍支援）

第13条　組合員が育成就労計画の認定取消しを受けたとき、又は廃業により育成就労の継続が困難になったときは、本組合は速やかに育成就労外国人の意向を確認し、育成就労外国人が育成就労の継続を希望している場合は、その旨を外国人育成就労機構（以下、「機構」という。）に申し出るとともに、関係機関等の協力、指導等を受けて、新たな育成就労実施者を探さなければならない。

２　本組合に対して、育成就労外国人から転籍の申出があった場合には、事実調査をし、機構に対して届け出るものとする。なお、当該育成就労実施者には、新たな育成就労計画が認定された際に、通知を発出するものとする。

３　組合員に対して、前項の申出があった場合には、組合員は、本組合に対して通知を発出しなければならない。通知を受けた本組合は、事実調査をし、機構に対して届け出るとものとする。なお、組合員は、本項の申出を理由に、当該育成就労外国人に対して不利益な取扱いをしてはならない。

４　前２項の申出又は機構からの通知を受けた場合であって、法及び規則に定める要件を満たしている場合には、本組合は当該育成就労外国人の新たな育成就労実施者を探さなければならない。

（資格外・不法就労の禁止）

第14条　組合員は、いかなる場合であっても、育成就労外国人に育成就労計画に定められた以外の就労行為をさせてはならない。

２　組合員は、法及び法に定める関係法を遵守し、不法就労者の雇用やあっせん、又は不法就労を容易にするなど、外国人の就労に係る不正な行為を行ってはならない。

（技能の評価等）

第15条　組合員は、育成就労の目標とする技能の向上に努めなければならない。

２　主たる技能に係る育成就労外国人の修得した技能の評価について、技能検定若しくは育成就労評価試験又は特定技能１号評価試験を受験させなければならない。

３　前項の規定には、在留資格「特定技能」への移行希望を有しない育成就労外国人を含む。

４　受験等に要する費用は組合員が負担し、育成就労外国人本人に直接又は間接的に負担させてはならない。

（日本語能力の評価等）

第16条　組合員は、育成就労の目標とする日本語能力の向上に努めるとともに、日本語学習のための機会を提供しなければならない。なお、組合が機会を提供する場合には、この限りではない。

２　組合員は、育成就労外国人の修得した日本語能力の評価について、日本語能力の試験を受験させなければならない。なお、法及び規則で定める日本語能力を有している場合には、この限りではない。

３　前項の規定には、在留資格「特定技能」への移行希望を有しない育成就労外国人を含む。

４　受験等に要する費用は組合又は組合員が負担し、育成就労外国人本人に直接又は間接的に負担させてはならない。

（育成就労外国人の一時帰国）

第17条　組合員は、育成就労外国人から一時帰国の申し出を受けたときは、直ちに本組合に報告し、本組合の指示に従い対応しなければならない。

（育成就労が継続できなくなった場合の取扱い）

第18条　組合員は、育成就労外国人が病気、犯罪、失踪等の理由により育成就労を継続できなくなった場合には、直ちに本組合に対してその事実を連絡するとともに、本組合の指示を受けて適切な処置を行わなければならない。また、組合員は、速やかに本組合に対し所定の報告書を提出しなければならない。

（組合員に対する監査・調査等）

第19条　本組合は、育成就労実施者である組合員に対し、法及び規則に定められた方法により、３月に１回以上育成就労の監査を実施し、その結果を機構へ報告する。

２　本組合は、組合員が育成就労計画認定の取消し事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合には、直ちに臨時の監査を実施する。

３　前２項の監査について、その実施方法及び手順等に関する事項は別に定める。

４　本組合は、育成就労である期間が１年を超えない育成就労外国人を受け入れる組合員に対し、監理支援責任者の指揮の下に、法及び規則に定められた方法により、１月に１回以上育成就労の実施状況を確認し、必要な指導を行う。

５　本組合は、育成就労の実施状況を調査するために必要があると認めるときは、組合員から必要事項について口頭又は文書で報告を聴取し、事業所へ立ち入り調査し、育成就労外国人を含む関係者に質問し、及び育成就労に係る帳簿

書類その他の物件を調査することができる。

６　本組合は、前項の調査等により組合員の行う育成就労が法及び規則に違反し、又は育成就労計画と異なることが明らかになったときには、組合員に対し、法及び規則並びに育成就労計画に従って育成就労を実施するよう改善を命ずる。

７　組合員は、正当な理由がなく、本組合が行う第１項及び第２項の規定に基づいて行う監査、第４項の規定に基づいて行う訪問指導及び第５項の規定に基づいて行う調査等を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

８　本組合は、組合員が第６項の命令に従わないとき、又は前項にあたる事実があるときは、当該組合員の育成就労を終了させ、当該組合員の下で育成就労を行う育成就労外国人につき、新たな育成就労実施者を探すものとする。また、そのために要した費用は当該組合員が負担する。

（機構への報告）

第20条　本組合は、第18条の報告を受けたとき、前条１項及び第２項の規定により監査を行ったとき、前条６項の規定により改善を命じたとき、前条７項に規定する事態となったとき、その他必要があると認めるときは、速やかに機構に報告しなければならない。

（関係法令の遵守）

第21条　本組合及び組合員は、法及び規則、出入国管理及び難民認定法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等関係法令並びに本規約を遵守するとともに、監理支援機関及び育成就労実施者として責任をもって育成就労の適正な実施に努めなければならない。

（その他）

第22条　この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は理事会で決定する。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。